毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

目　　次

ページ

告　　示

○産業廃棄物処理施設設置許可申請の内容の概要等……（循環型社会推進課）　51
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活振興課）　52
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（環境生活部所管分　その２）……（環境生活部総務課）　53
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正…（環境生活部総務課）　54
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（保健福祉部所管分）の一部改正……（保健福祉部総務課）　54
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（保健福祉部所管分　その２）……（保健福祉部総務課）　59
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正…（保健福祉部総務課）　66
○生活保護法による介護機関の指定……（保護課）　68
○生活保護法による指定介護機関の変更（廃止）の届出……（保護課）　68
○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見……（地域産業課）　69
○土地改良事業の施行の認可……（土地改良指導課）　69
○土地改良事業計画の変更の認可……（土地改良指導課）　69
○種畜証明書の書換交付の通報……（酪農畜産課）　69
○知事権限に係る保安林の指定の予定（２件）……（治山課）　70
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　71
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　74
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　74
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　74
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　74
○道路の区域の変更……（道路整備課）　75
○道路の供用の開始……（道路整備課）　76
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　76
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防災害課）　76
○公有水面の埋立ての承認……（砂防災害課）　76

公　　表

○知事表彰の受賞者……（人事課）　77

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し……　78
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　78

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　78
○一般競争入札の資格に関する公示……　79
○一般競争入札の実施……　80

道網走土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　81
○特定調達契約に係る入札の公告……　81

道選挙管理委員会告示

○個人演説会等の施設の指定の一部改正……　83

道連合海区漁業調整委員会告示

○北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……　84

道連合海区漁業調整委員会指示

○北海道沖合海域におけるとどの採捕の制限……　85

日高海区漁業調整委員会指示

○元浦川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限……　85

網走海区漁業調整委員会指示

○船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕の指示……　86

告　　示

北海道告示第1387号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　申請の概要

(1)　申請年月日　　平成15年７月17日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
北海道網走市字潮見156番地１　三崎産業株式会社　代表取締役　三崎　　稔
(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
北海道網走市字東網走15－１、15－２、24－１、24－４、24－５、270－１、270－２
北海道網走市字豊郷358、361－２
(4) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第14号ロ（安定型処分場）
(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず

２　法第15条第２項及び第３項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
(1) 縦覧の場所及び時間
北海道網走支庁地域政策部環境生活課及び網走市市民部生活環境課
午前９時から午後５時まで
(2) 縦覧の期間
平成15年８月８日から９月８日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

３　意見書の提出
(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 093－8585　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走支庁地域政策部環境生活課）に平成15年９月24日（水）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1388号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（ゆとりステーション及び介護ホームどんぐりの家にあっては特定非営利活動に係る事業の変更、札幌シニアネットにあっては役員及び会議に関する事項の変更、ワックさっぽろにあっては社員の資格の得喪及び役員、会計、その他の事業、定款の変更に関する事項の変更、ほのか会にあっては事業年度の変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
ゆとりステーション	小泉　恭平	目梨郡羅臼町春日町46番地３	この法人は、羅臼町の高齢者並びに障害者の方に対し、人間らしく誇りを持って明るく楽しく暮らせるように、生きがい事業、訪問介護事業、通所介護事業や介護サービス計画の企画及び立案に関する事業等を行い、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	平成15．6.12
介護ホームどんぐりの家	倉地　栄子	白老郡白老町字萩野310番地の112	この法人は、地域で生活する介護の必要な高齢者（障害者）及びその家族が日常生活を保ちながら、老いを安心して迎えることができるような介護サービスを提供する小規模多機能型の介護ホームを設立し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。	平成15．6.16
札幌シニアネット	髙木　秀二	札幌市清田区平岡公園東５丁目７番20号	この法人は、シニアの持つ豊かな経験と知識を活用し、コンピューターやインターネット等の情報通信技術を互いに学び合い、その成果の活用を図ることにより、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに寄与するとともに、地域社会の活性化や成熟化に貢献し、もって豊かで充実したシニアライフの実現を目指す。	平成15．6.20
ワックさっぽろ	小田島忠武	札幌市豊平区月寒東２条20丁目６番５号	この法人は、助け合いの精神に基づき、札幌市及びその近隣のあらゆる市民を対象とし、地域社会を豊かで住みよくするための民間非営利の福祉活動を行い、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	平成15．6.23
ほのか会	干山佳代子	夕張郡栗山町松風120番地11	この法人は、介護が必要となっても、高齢者が心豊かに安心して暮らせるような地域の介護システム作りを目指し、求められている多様な介護支援を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。	平成15．6.24

北海道告示第1389号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

（環境生活部所管分　その２）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
１　浄化槽設置整備事業 浄化槽の普及促進のために、市町村等が行う浄化槽設置整備事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合	浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	(1)　前年度公表の生活排水施設総合普及率が全国の汚水処理施設整備率未満の場合にあっては、３分の１以内 (2)　前年度公表の生活排水施設総合普及率が90％未満で、全国の汚水処理施設整備率以上の場合にあっては、３分の１以内（補助対象経費が900万円を超える場合にあっては、当該超える部分について６分の１以内） (3)　前年度公表の生活排水施設総合普及率が90％以上の場合にあっては、６分の１	共通第18号様式 共通第20号様式 環生第１号様式 環生第２号様式 環生第３号様式 補助金交付要綱等 その他参考となるべき書類	共通第31号様式 環生第４号様式 環生第５号様式 環生第６号様式 補助金交付要綱等 その他参考となるべき書類	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提出先　環境生活部環境室環境保全課	書類は、支庁長を経由すること。

			以内				
2　配偶者暴力被害者サポート事業 配偶者暴力被害者に対する支援の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が適当と認める団体	配偶者暴力被害者サポート事業に要する経費のうち、週に５日以上相談業務を行う専任相談指導員（１人）の設置に要する経費	２分の１以内	共通第２号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第２号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　正副１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　環境生活部男女平等参画推進室	書類は、支庁長を経由すること。

北海道告示第1390号

昭和49年北海道告示第807号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

環生第１号様式中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改め、同様式の末尾欄外の注１の事項中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改める。

環生第２号様式の補助金所要額欄中「１／３」を「所定の補助率」に改め、同様式の末尾欄外の注１の事項中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改め、注２の事項の次に次の１事項を加える。

３　「補助金所要額」欄は、前年度公表の生活排水施設総合普及率（以下「総合普及率」という）が全国の汚水処理施設整備率（以下「整備率」という。）未満の場合、補助基本額の３分の１を乗じた額を記入すること。

総合普及率が90パーセント未満で整備率以上の場合は補助基本額の３分の１で補助基本額が900万円を超える場合には超える部分について６分の１を乗じた額を記入すること。

総合普及率が90パーセント以上の場合は補助基本額の６分の１を乗じた額を記入すること。

なお、補助率を乗じた後に10万円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てとすること。

環生第３号様式の対象経費予定支出額欄中「対象経費予定支出額」を「対象経費支出予定額」に改め、同様式の末尾欄外の注１及び注２の事項中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改める。

環生第４号様式中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改め、同様式の末尾欄外の注１の事項中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改める。

環生第５号様式の補助金所要額欄中「１／３」を「所定の補助率」に改め、同様式の末尾欄外の注１の事項中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改め、注２の事項の次に次の１事項を加える。

３　「補助金所要額」欄は、前年度公表の生活排水施設総合普及率（以下「総合普及率」という）が全国の汚水処理施設整備率（以下「整備率」という。）未満の場合、補助基本額の３分の１を乗じた額を記入すること。

総合普及率が90パーセント未満で整備率以上の場合は補助基本額の３分の１で補助基本額が900万円を超える場合には超える部分について６分の１を乗じた額を記入すること。

総合普及率が90パーセント以上の場合は補助基本額の６分の１を乗じた額を記入すること。

なお、補助率を乗じた後に10万円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てとすること。

環生第６号様式の末尾欄外の注１及び注２の事項中「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改め、同末尾欄外の注３の事項中「予定額」を「実支出額」に改める。

北海道告示第1391号

平成15年北海道告示第545号（平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　公的病院等運営事業の項中「保健福祉部地域医療課」を「保健福祉部医療政策課」に改める。

２　医療施設近代化施設整備事業の項中「保健福祉部地域医療課」を「保健福祉部医療政策課」に改める。

３　へき地医療拠点病院運営事業の項を次のように改める。

3　へき地医療拠点病院事業 へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定した病院の開設者		10分の10以内			提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
(1)　施設整備事業		へき地医療拠点病院の整備に必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 1　検査、放射線、手術部門（検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等） 2　病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） 3　医師住宅		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第32号様式 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 契約書の写し 建物の全景及び概要を示す写真 建物の構造概要及び平面図 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 しゅん工検査書の写し 別に指示する様式		
(2)　設備整備事業		へき地医療拠点病院として必要な医療機器の整備に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式		
(3)　運営事業		へき地医療拠点病院の運営に必要な医療活動費、研究費、研修費、医療費及び伝送装置経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第36号様式 保福第37号様式		

					（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第34号様式 保福第35号様式 別に指示する様式			

5　地域医療サポートセンター整備事業の項及び6　広域救急医療対策運営事業の項を次のように改める。

5　地域医療サポートセンター整備事業 　地方・地域センター病院の医療機能を高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会					提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
⑴　設備整備事業		地方・地域センター病院として必要な医療機器（別に指示する医療機器に限る。）の整備に要する経費（備品購入費に限る。）	3分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		
⑵　運営事業		地方・地域センター病院が行う次の事業に要する経費 ⑴　地域医療支援室運営事業 　地方・地域センター病院における地域医療支援室の設置・運営に要する経費 ⑵　医師等派遣事業 　地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する医師等の派遣に	定額 2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第39号様式の1（医師等派	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第39号様式の1（医師等派遣事業の場合に限る。） 保福第39号様式の2（研修会等開催事業の場合		

			要する経費 ⑶　研修会等開催事業 ア　地方センター病院における高度・専門的な研修会等の開催に要する経費 イ　地方・地域センター病院における研修会及び症例検討会等の開催に要する経費 ウ　地方・地域センター病院における院内で開催する研修会及び症例検討会等の開催に要する経費	２分の１以内	遣事業の場合に限る。） 保福第39号様式の２（研修会等開催事業の場合に限る。） 保福第40号様式の１（地域医療支援室運営事業の場合に限る。） 保福第40号様式の２（医師等派遣事業の場合に限る。） 保福第40号様式の３（研修会等開催事業の場合に限る。） 別に指示する様式	に限る。） 保福第40号様式の１（地域医療支援室運営事業の場合に限る。） 保福第40号様式の２（医師等派遣事業の場合に限る。） 保福第40号様式の３（研修会等開催事業の場合に限る。） 別に指示する様式		
	⑶　基金造成事業		市町が地域医療サポートセンター整備事業償還基金の造成事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第２号様式 共通第29号様式 共通第31号様式		
6　広域救急医療対策事業 初期救急医療施設と救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。							提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
	⑴　施設整備事業	市町村	市町村が行う病院群輪番制病院の施設整備事業に要する経費（次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の施設整備事業に対して市町村が	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式		

		補助する場合における当該補助に要する経費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（ＣＣＵ）・脳卒中専用病室（ＳＣＵ））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等		式			
⑵　設備整備事業	市町村	市町村が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に要する経費（備品購入費に限る。）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		
⑶　運営事業							
ア　病院群輪番制病院運営事業	市町村	市町村が行う病院群輪番制病院の運営事業に必要な経費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	３分の２以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第45号様式 保福第47号様式 保福第48号様式	共通第31号様式 保福第48号様式 保福第49号様式 別に指示する様式		
イ　小児救急医療拠点病院運営事業	日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会	1　病院の開設者が行う小児救急医療拠点病院の運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）及び報償費（医師雇上謝金に限る。） 2　病院の開設者が行う地域医師を対象とする小児科分野の研修に要する経費のうち、次に掲げるもの 講師謝金、旅費及び需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）	10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第45号様式 保福第194号様式 保福第195号様式	共通第31号様式 保福第49号様式 保福第194号様式 保福第195号様式		

7　救急医療啓発普及事業の項中「保健福祉部地域医療課」を「保健福祉部医療政策課」に改める。

14　精神障害者地域生活支援センター運営事業の項及び15　精神障害者社会復帰施設運営事業の項中「３分の１以内」を「10分の10以内」に改める。

北海道告示第1392号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

（保健福祉部所管分　その２）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1　民間児童厚生施設等活動推進事業 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための活動推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（札幌市の区域外に施設を設置しているものに限る。以下この項において「社会福祉法人等」という。）	(1)　民間児童厚生施設活動推進事業及び民間児童館地域活動推進事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費又は委託料（市町村が社会福祉法人等に委託した場合に限る。） (2)　児童福祉施設併設型民間児童館事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費又は委託料若しくは負担金、補助金及び交付金（社会福祉法人等に助成した場合に限る。））	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第155号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第155号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
2　地域組織活動育成事業 母親等の積極的な参加による地域組織活動を促進し、家庭児童の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	地域組織の活動を育成助長するための負担金、補助及び交付金	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第153号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第154号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
3　放課後児童対策事業 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導を行う児童クラブの活動を促進するとともに、放課後児童クラブ等に従事する職員の健康診断を実施することにより、児童の衛生・安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	放課後児童対策事業に要する経費（飲食物費を除く。）	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第156号様式 保福第189号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第156号様式 保福第189号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	

4　放課後児童特別対策事業 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導を行う小規模児童クラブの活動を促進するとともに、放課後児童クラブにおける障害児の受入れ体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）		2分の1以内			提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
⑴　小規模クラブ		放課後児童特別対策事業に要する経費（飲食物に係る経費を除く。）		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第156号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第156号様式		
⑵　障害児加算		放課後児童指導員を増配置するために要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
5　乳幼児健康支援デイサービス事業 現に保育所に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業及び産後の体調不良のため家事や育児が困難な家庭等に保育士等を派遣して産褥（じょく）婦や乳児の身の回りの世話や育児を行う事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与すること	市町村（札幌市を除く。）	乳幼児健康支援デイサービス事業に要する経費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 保福第20号様式 保福第152号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第152号様式	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	

を目的とし、予算の範囲内で補助する。							
6　国民健康保険財政健全化対策事業 　国民健康保険財政の健全化を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 広域連合 国民健康保険組合	福祉医療の実施及び入院患者の転入に伴う医療費増加分に係る保険者の負担に要する経費	定額	共通第31号様式 保福第７号様式 国民健康保険組合にあっては、別に指示する様式		提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部国民健康保険課	1　書類は、市町村及び広域連合にあっては支庁長を経由し、国民健康保険組合にあっては直接提出すること。 2　実績報告は要しない。
7　へき地診療所設備整備事業 　へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会	へき地診療所として必要な医療機器の整備に要する経費	２分の１以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し等	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課（国民健康保険直営診療所にあっては、保健福祉部国民健康保険課）	書類は、国民健康保険直営診療所にあっては支庁長を経由し、その他のものにあっては保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
8　へき地患者輸送車整備事業 　へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するために必要な患者輸送車等並びにへき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所の医師往診用小型雪上車の整備に要する経費	２分の１以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し等	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
9　離島等特定地域病院設備整備事業	市町村 一部事務組合	離島等特定地域病院として必要な医療機器（別に指示する医療機器に限る。）	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式	共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示	書類は、保健所長を経由

離島や地理的条件などから地域センター病院を利用することが困難な地域における中心的な医療機関の機能の充実及び強化を図るため、予算の範囲内で補助する。		の整備に要する経費		共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第33号様式 別に指示する様式	提出期限 提出先	別に指示する日 保健福祉部医療政策課	すること。
10　院内感染対策施設設備整備事業 ＭＲＳＡ等の耐性菌による院内感染症に適切に対応するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人健康保険組合及びその連合会 国民健康保険組合及びその連合会 その他知事が適当と認める者	病院の個室整備に必要な工事費又は工事請負費	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副２部 別に指示する日 保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
11　救命救急センター事業（運営費） 初期救急医療施設、病院群輪番制による第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の救命医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会	救命救急センターの運営に必要な経費のうち、次に掲げるもの 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）その他の費用（研究研修費、図書費等）	３分の２以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第38号様式 保福第41号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第41号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副２部 別に指示する日 保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
12　災害拠点病院整備事業 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、応急用資機材の貸	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 その他知事が適当と認める者		３分の２以内			提出部数 提出期限 提出先	正副２部 別に指示する日 保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

出し機能等を有する災害拠点病院を整備するため、予算の範囲内で補助する。							
⑴　施設整備事業		災害拠点病院として必要な耐震補強及び施設（備畜倉庫、自家発電装置、受水槽及びヘリポート）の整備に要する工事費又は工事請負費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式		
⑵　設備整備事業		災害拠点病院として必要な医療機器の購入に要する経費（備品購入費）		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		
13　休日夜間急患センター整備事業 　地域における休日・夜間の急病患者の診療体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村		３分の２以内			提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
⑴　施設整備事業		休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 　診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式		
⑵　設備整備事業		休日夜間急患センターとして必要な医療機器の購入に要する経費（備品購入費）		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式		

				保福第33号様式 別に指示する様式	別に指示する様式		
14　遠隔医療情報通信機器整備事業 　通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 知事が認める医療施設の開設者	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入に要する経費	２分の１以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）。 保福第33号様式 見積書 その他参考となるべき書類	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し 検収（査）調書の写し その他参考となるべき書類	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
15　電子カルテ・レセプト電算処理システム導入事業 　情報化の推進を通じて医療の質の向上と効率化を図るため、病院における電子カルテとレセプト電算処理システムの一体的導入に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 知事が認める医療施設の開設者	電子カルテシステム等の導入に必要な備品購入費（取付工事料を含む。）	２分の１以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）。 保福第33号様式 見積書 その他参考となるべき書類	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し 検収（査）調書の写し その他参考となるべき書類	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
16　ＳＡＲＳ対策設備整備事業 　ＳＡＲＳ患者の入院・管理に必要な陰圧の病室を有した医療機関を確保するため、簡易陰圧装置の整備に対し、予算の範囲内で補助する。	ＳＡＲＳ患者の受入医療機関が整備されていない第３次保健医療福祉圏に所在する第二種感染症指定医療機関で知事が適当と認めたもの	ＳＡＲＳ患者の入院・管理に必要な陰圧病室を有した医療機関の確保のために整備する簡易陰圧装置の整備に要する経費（備品購入及び設置に要する費用）	10分の10以内	共通第６号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第６号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 整備後の写真	提出部数　２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部疾病対策課	
17　第二種感染症指定医療機関施設・設備整備事業 　感染症の予防及び感染症	第二種感染症指定医療機関の設置者	１　施設整備事業 　第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又	10分の10以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式	提出部数　２部 提出期限　別に指示する日	

の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく第二種感染症指定医療機関の施設・設備の整備に要する経費について、同法第60条の規定により補助する。		は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。） 2　設備整備事業 第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費に限る。）及び備品購入費		保福第32号様式（施設整備事業の場合に限る。） 保福第33号様式（設備整備事業の場合に限る。） 別に指示する様式	（施設整備事業の場合に限る。） 保福第33号様式（設備整備事業の場合に限る。） 別に指示する様式	提出先　保健所（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に所在する第二種感染症指定医療機関にあっては、保健福祉部疾病対策課）	
18　第二種感染症指定医療機関運営事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費について、同法第60条の規定により補助する。	第二種感染症指定医療機関の設置者	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1)　需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） (2)　役務費（通信運搬費、手数料等） (3)　委託料 (4)　使用料及び賃借料 (5)　材料費 (6)　備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては、30万円）未満の備品に限る。）	10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第31号様式 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式	提出部数　２部 提出期限　別に指示する日 提出先　保健所（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に所在する第二種感染症指定医療機関にあっては、保健福祉部疾病対策課）	
19　高齢者事業団訪問開拓員活動事業 就労を通じて生きがいの充実を図ろうとする高齢者の就業機会を増大するとともに、高齢者事業団の健全	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	高齢者事業団に対し訪問開拓員の活動に必要な人件費を補助する場合における当該補助に要する経費	２分の１以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第196号様	共通第２号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 保福第196号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	

な育成及び充実を図るため予算の範囲内で補助する。				式			

北海道告示第1393号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

保福第７号様式中「補助基準額の総額算出の基礎となる額（③+⑦+④+⑧）×１／３」を「補助基準額の総額算出の基礎となる額（③+⑦+④+⑧）×１／６」に改める。

保福第48号様式を次のように改める。

保福第48号様式（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

病院群輪番制病院運営事業所要（実績）額明細書

地区名

区　　分	支出予定額又は実支出額(A)	基準額(B)	選定額（(A)又は(B)のいずれか少ない方の額）	摘　要（支出額について算出基礎を記載すること。）
運営経費 給与費	円	円	円	
1　常勤職員給与 (1) 医　師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他				
2　非常勤職員給与 (1) 医　師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他				
計				

注１　この様式は、広域救急医療対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

２　「実支出額」欄は、当番日の年間実績額を記入すること。

３　「基準額」における日数は、広域救急医療対策事業の補助対象となった日数である。

保福第193号様式の次に次の３様式を加える。

保福第194号様式（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

小児救急医療拠点病院運営事業計画（実績報告）書

運営開始（予定）年月日及び診療日数	病院の概要										
	病院名	開設者	許可病床数	うち小児専用病床	診療体制						
					計	小児科医	看護師	放射線技師	検査技師	薬剤師	その他

研修体制					
研修期間（何日間）	研修内容		講師人数	受講人数	備考
	科目	時間			

保福第195号様式（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

小児救急医療拠点病院運営事業所要（実績）額明細書

施設名

区分	支出予定額又は実支出額(A)	基準額(B)	選定額〔(A)又は(B)のいずれか少ない方の額〕	摘要〔支出額について算出基礎を記載すること。〕
運営経費	円	円	円	
給与費				
1 常勤職員給与費				
(1) 小児科医師				
(2) 看護師				
(3) 医療技術員				
(4) その他				
2 非常勤職員給与費				
(1) 小児科医師				
(2) 看護師				
(3) 医療技術員				
(4) その他				
小計				
研修費	円	円	円	
1 講師謝金				
2 旅費				
3 需用費				
(1) 消耗品費				
(2) 印刷製本費				
小計				
計				

保福第196号様式（第３条第２項、第５条第１項、第14条）

平成　　年度高齢者事業団活動計画（実績）書

市町村

会員数	人
年間就業延べ人員	人日
高齢者事業団	該当する番号を囲むこと。 1 単独設置 2 他の市町村と合同設置

設置方法	（構成市町村名　　）

注1　計画には、前年度末現在の会員数及び年間就業延べ人員を記載すること。
　2　実績には、当該年度末の会員数及び年間就業延べ人員を記載すること。

北海道告示第1394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
株式会社テーオーホームサービス「テーオー・ケアサービス」	福祉用具貸与	函館市梁川町10番25号	平成15．7．3
居宅介護支援センター日吉町なな	居宅介護支援事業	同　日吉町２丁目23－22	同　15．7．7
ケアサポート三雅	訪問介護	小樽市入船４丁目４番９号	同　15．7．1
株式会社コムスン小樽長橋ケアセンター	同	同　長橋４丁目11番35号	同
有限会社ケアサービスまごころ	同	同　色内２丁目18番13号	同
有限会社ケアプランセンター光	居宅介護支援事業	同　朝里２丁目13番29号	同
日帰り介護施設野のはな	通所介護	釧路市桜ヶ岡３－４－９	同　15．4．1
みたらの杜	訪問介護	室蘭市入江町１番地11　荒井ビル入江２Ｆ	同　15．7．1
みたらの杜居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	室蘭市入江町１番地11　荒井ビル入江２Ｆ	同　15．6．1
居宅介護支援事業所はなえみ	居宅介護支援事業	帯広市東２条南８丁目１	同　15．6．2
えべおつファミリークリニック	訪問看護	滝川市江部乙町東12丁目１－18	同　15．4．1
えべおつファミリークリニック	居宅療養管理指導	同	同
たきかわ介護福祉サービスグループホームともだちの家	痴呆対応型共同生活介護	同　西町２丁目３番47号	同　15．7．1
夕張ケアプラン相談センター	居宅介護支援事業	夕張市若葉３番地の19　夕張市保健福祉センター２階	同　13.10.13
ＪＡ北海道厚生連摩周厚生訪問看護指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	川上郡弟子屈町泉２丁目３番１	同　15．8．1
ＪＡ北海道厚生連摩周厚生病院	訪問看護	同	同　15．3．1
ＪＡ北海道厚生連摩周厚生病院	訪問リハビリテーション	同	同
ＪＡ北海道厚生連摩周厚生病院	居宅療養管理指導	同	同
勤医協厚賀デイサービス	通所介護	沙流郡門別町字厚賀109	同　15．7．1
デイサービスセンターみのりの里共和	同	岩内郡共和町南幌似57番地13	同
短期入所生活介護事業所みのりの里共和	短期入所生活介護	同	同
遠軽町社協デイサービスのびやか学田	通所介護	紋別郡遠軽町学田２丁目12番地	同　14.10．1
特別養護老人ホームいこいの里「あい」	短期入所生活介護	上川郡愛別町字北町299番地１	同　15．6.15
にこにこ倶楽部さくらんぼ	痴呆対応型共同生活介護	余市郡余市町黒川町347番地	同　15．7．1
石田病院指定痴呆対応型共同生活介護事業所グループホームいこいの樹	痴呆対応型共同生活介護	標津郡中標津町東３条北１丁目４番地２	同　15．5.20
株式会社馬場商店居宅介護支援事業所あおぞら	居宅介護支援事業	中川郡美深町字大通北２丁目10番地	同　15．7．1

北海道告示第1395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり居宅介護支援事業部	居宅介護支援	釧路市堀川町８番43号	平成15．7．1　廃止
道東勤医協訪問看護ステーションひまわりポート居宅介護支援事業部	同	同	同

道東勤医協くしろ医院居宅介護支援事業部	居宅介護支援	釧路市堀川町８番43号	平成15．7．1　廃止
社団法人北海道総合在宅ケア事業団夕張ケアプラン相談センター	同	夕張市清水沢宮前町８番地　夕張市マザーズホーム	同　13.10.12　同
グループホームふれあいみなみ野１・２	痴呆対応型共同生活介護	帯広市稲田町西２線７－157・158	同　15．6.15 変更(名称・所在地)

変更前　グループホームふれあいみなみ野１・２
変更前　帯広市稲田町西２線７－157

変更後　グループホームふれあいみなみ野１・２・３
変更後　帯広市稲田町西２線７－157・158

北海道告示第1396号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第２項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

苫小牧ファッションモール　苫小牧市明野新町６丁目９番916

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら　代表取締役　藤原秀次郎

埼玉県さいたま市宮原町２丁目19番４号

(3)　市町村から聴取した意見の概要

ア　店舗駐車場について、駐車場法施行令及び道路構造令の、路外駐車場の構造及び設備の基準に基づき設計すること。

イ　出入口の位置の必要性、箇所数を検討し、周辺交通や住環境への影響が大きいと考えられる出入口については見直すこと。

ウ　テナントの搬出入車両駐車スペースについて、４トン車の駐車マスとしては小さいと思われるので検討すること。

エ　住宅街の居住者の利用に供するための生活道路を導入経路として設定しないこと。

オ　野外スピーカーの設置、来店者のアイドリング、冬季の除排雪作業において、騒音対策に十分配慮すること。

(4)　同法第８条第２項の規定により述べられた意見の概要　　該当なし

2(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ホクレンショップ苫小牧店　苫小牧市柳町４丁目５－３、５－21

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホクレン商事　代表取締役　菱谷　巖　札幌市北区北７条西１丁目２番地６

(3)　市町村から聴取した意見の概要

ア　国道36号と明野西一中通の交差点内に出入口を設けることから、交通安全対策に十分注意すること。

イ　市道側の住宅街に面して出入口を設けることについて、十分検討すること。

(4)　同法第８条第２項の規定により述べられた意見の概要　　該当なし

3　意見の縦覧

(1)　縦覧場所　　北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課

(2)　縦覧期間　　平成15年８月８日（金）から９月８日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3)　縦覧時間　　午前８時45分から午後５時15分まで

北海道告示第1397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成15年７月25日、浦河町土地改良区が新たに行う土地改良（西幌別地区小規模土地改良（暗きょ、客土））事業の施行を認可した。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第1398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成15年７月25日、浦河町土地改良区の行う土地改良（絵笛・向別地区緊急小規模土地改良（暗きょ、客土））事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第1399号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第８条第１項の規定により、次のとおり種畜証明書の書換交付が行われた旨通報があった。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前

平14北海道6第25号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	北海道山越郡長万部町字長万部141番地13 番井　省吾	北海道亀田郡恵山町字中浜38番地 野呂　智
平14北海道4第5号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	北海道檜山郡江差町字鰔川町 沢口　俊夫	北海道岩内郡共和町老古美49－1 田中猪之助
平14北海道12第12号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	北海道斜里郡小清水町字小清水2区 林　正男	北海道斜里郡小清水町美和5 林　英明
平14北海道12第13号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	北海道斜里郡小清水町字小清水2区 林　正男	北海道斜里郡小清水町美和5 林　英明
平14北海道6第70号	種畜の名号の変更	キンショウリ	天竜
平14北海道16第25号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	北海道亀田郡大野町字稲里137－2 長内　光弘	北海道上川郡清水町本通西7丁目7 矢藤　利秋

北海道告示第1400号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月8日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　上磯郡上磯町字湯ノ沢147の1・147の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ沢147の1・147の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　保安林予定森林の所在場所　様似郡様似町字冬島88の1・95（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1401号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年8月8日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　静内郡静内町字豊畑1001の1（次の図に示す部分に限る。）

2　指定の目的　干害の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字豊畑1001の1（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支

庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1402号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

士別市（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　保安林予定森林の所在場所　士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3(1)　保安林予定森林の所在場所　名寄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4(1)　保安林予定森林の所在場所　上川郡和寒町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

和寒町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1)　保安林予定森林の所在場所　上川郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所　上川郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所　上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
下川町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び下川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所　上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び下川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所　中川郡中川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1)　保安林予定森林の所在場所　中川郡中川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
中川町（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1)　保安林予定森林の所在場所　雨竜郡沼田町字沼田1138の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1)　保安林予定森林の所在場所　上川郡東川町947の45から947の52まで・947の55・1837の１・1876の１・1877の１・1878の１・1879の１・2937の１・2938（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）、1839の１
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1)　保安林予定森林の所在場所　空知郡南富良野町字金山982（次の図に示す部分に限る。）、983、985、986、991
(2)　指定の目的　水源のかん養
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

14(1)　保安林予定森林の所在場所　中川郡幕別町字豊岡３の１・３の３・３の61・３の74（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、３の15、３の59、３の60
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1403号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1	解除予定保安林の所在場所	河東郡士幌町字士幌西３線211の９・211の38（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解除の理由	農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1404号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1	解除に係る保安林の所在場所	帯広市大正町420の１・438の１・447の１・昭和町458の１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、458の３
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1405号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)	解除予定保安林の所在場所	雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	水源のかん養
(3)	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)	解除予定保安林の所在場所	斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	風害の防備
(3)	解除の理由	排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	勇払郡厚真町字高丘１、３
(2)	保安林として指定された目的	水源のかん養
(3)	変更後の指定施業要件	

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　勇払郡穂別町字穂別523の１（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 道路の種類　道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
別海厚岸線	厚岸郡浜中町新川東１丁目249番地先から厚岸郡浜中町仲の浜13番地先まで	前	24.01ｍから49.10ｍまで	210.03ｍ	——	北海道釧路土木現業所
		後	25.09ｍから52.10ｍまで	210.03ｍ	——	
厚岸昆布森線	厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去61番１地先から厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去59番１地先まで	前	16.99ｍから23.00ｍまで	520.70ｍ	——	同
		後	20.00ｍから26.70ｍまで	520.70ｍ	——	
日進名寄線	名寄市字日進437番１地先から名寄市字日進437番１地先まで	前	21.60ｍから37.08ｍまで	120.68ｍ	——	北海道旭川土木現業所
		後	22.25ｍから57.18ｍまで	120.68ｍ	——	
東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町字東神楽441番４地先から上川郡東神楽町字東神楽423番２地先まで	前	19.09ｍから22.02ｍまで	25.50ｍ	——	同
		後	22.02ｍから23.40ｍまで	25.50ｍ	——	
	上川郡東神楽町字東神楽421番３地先から上川郡東神楽町字東神楽421番３地先まで	前	19.80ｍから21.47ｍまで	183.09ｍ	——	

後	20.80ｍから 22.69ｍまで	183.09ｍ	――

北海道告示第1408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　音更新得線	河東郡音更町字音更西１線67番１地先から 河東郡音更町字音更西１線71番２地先まで	平成15．8．8
	河東郡鹿追町鹿追南２線４番12地先から 河東郡鹿追町鹿追南１線７番17地先まで	
道道　更別幕別線	帯広市以平町西６線24番１地先から 帯広市以平町西６線20番１地先まで	同

北海道告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　路　線　名　　根室浜中釧路線

３　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
根室市西和田954番地先から 根室市西和田1159番１地先まで	前	14.50ｍから 41.00ｍまで	1,397.00ｍ	――
	後	15.80ｍから 51.00ｍまで	1,400.00ｍ	――

北海道告示第1410号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

小樽市朝里４丁目１急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱16号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市	町	地番	標柱番号
小樽市	朝里４丁目	１番１	１
同	同	678番１	２、３
同	同	51番２	４
同	同	11番１	５
同	同	９番５	６
同	同	16番２	７、８
同	同	23番４	９、10
同	同	20番地先河川敷	11
同	同	19番	12
同	朝里３丁目	16番28	13
同	朝里４丁目	６番	14
同	同	４番	15
同	同	３番地先河川敷	16

北海道告示第1411号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第１項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して３週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　出願の年月日　　平成15年５月28日

2　出願のあった国の官庁
(1)　名　　称　　農林水産省
(2)　住　　所　　東京都千代田区霞が関１の２の１
(3)　代表者の氏名　　農林水産大臣　亀井　善之
3　埋　立　区　域
(1)　位　　置　　根室市落石東389番２、388番２、388番、250番１、384番及び249番地先の公有水面
(2)　区　　域　　次の①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
①の地点　　落石漁港原点（北緯43度10分32秒215、東経145度30分43秒683）から方向角５度06分48秒の方向899.61ｍの地点
②の地点　　①の地点から方向角297度27分54秒の方向77.90ｍの地点
③の地点　　②の地点から方向角27度24分13秒の方向86.39ｍの地点
④の地点　　③の地点から方向角297度53分33秒の方向45.34ｍの地点
⑤の地点　　④の地点から方向角32度01分55秒の方向26.04ｍの地点
⑥の地点　　⑤の地点から方向角37度49分28秒の方向28.64ｍの地点
⑦の地点　　⑥の地点から方向角44度42分34秒の方向30.40ｍの地点
⑧の地点　　⑦の地点から方向角39度53分14秒の方向21.96ｍの地点
⑨の地点　　⑧の地点から方向角33度53分47秒の方向9.32ｍの地点
⑩の地点　　⑨の地点から方向角117度27分53秒の方向89.54ｍの地点
⑪の地点　　⑩の地点から方向角27度30分18秒の方向0.60ｍの地点
⑫の地点　　⑪の地点から方向角117度27分53秒の方向19.00ｍの地点
⑬の地点　　⑫の地点から方向角27度25分13秒の方向0.30ｍの地点
⑭の地点　　⑬の地点から方向角117度27分55秒の方向15.00ｍの地点
⑮の地点　　⑭の地点から方向角207度28分13秒の方向1.50ｍの地点
⑯の地点　　⑮の地点から方向角297度27分55秒の方向22.20ｍの地点
(3)　面　　積　　19,755.18㎡
4　埋立てに関する工事の施行区域
(1)　位　　置　　根室市落石東389番２、388番２、388番、250番１、384番、249番及び390番地先
(2)　区　　域　　次のイの地点からニの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
イの地点　　落石漁港原点（北緯43度10分32秒215、東経145度30分43秒683）から方向角８度02分18秒の方向871.64ｍの地点
ロの地点　　イの地点から方向角297度27分54秒の方向198.34ｍの地点
ハの地点　　ロの地点から方向角34度20分38秒の方向243.25ｍの地点
ニの地点　　ハの地点から方向角117度27分56秒の方向169.21ｍの地点
(3)　面　　積　　44,381.03㎡
5　埋立地の用途　　漁港施設用地

公　　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年８月８日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
千歳市	里見季子	消費生活関係功労
夕張市	長内アサ子	同
岩見沢市	澤田敏子	同
留萌市	細田愛子	同
芽室町	吉田元嘉	同
北見市	清水政三	薬事功労者
旭川市	利岡公正	同
富山市	平野敏朗	同
釧路市	堀　晃	同
室蘭市	森田瑞令	同
函館市	加藤力治	優良医療職員
新篠津村	鈴木知子	同
札幌市白石区	伊津野　隆	同
幕別町	加藤喜代房	同
札幌市東区	石川紀道	同

北海道善行賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
石狩市	葦の会	ボランティア活動実践者
当別町	アカシヤ会	同
函館市	ボランティアグループナナカマド	同
同	リボンの会	同

蘭越町	大友　廣	ボランティア活動実践者
栗沢町	補修ボランティア	同
栗山町	栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」	同
旭川市	旭川天文同好会	同
富良野市	つくしの会	同
増毛町	鹿内ミキ	同
稚内市	たけのこの会	同
女満別町	たんぽぽ会	同
湧別町	松橋　榮	同
苫小牧市	北海道苫小牧工業高等学校ボランティア同好会	同
早来町	早来町点訳赤十字奉仕団	同
鹿追町	三好光子	同
清水町	赤い実の会	同
標津町	さわやか友の会	同
札幌市北区	楽しい折り紙教室	同
同　中央区	札幌視力障害者歩くスキー愛好会　タートル会	同

支　庁　告　示

北海道石狩支庁告示第16号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第１項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第１項の規定により公告する。

平成15年８月８日

北海道石狩支庁長　渡　部　道　博

１　住　　所	札幌市北区新琴似８条１丁目３－５－608
２　商号又は名称	キャッシングアイル
３　氏　　名	藤井　智樹
４　登録番号	北海道知事⑴石第02467号
５　登録取消年月日	平成15年７月25日

北海道渡島支庁告示第９号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年８月８日

北海道渡島支庁長　前　田　　晃

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称	茅部郡森町字上台町326番地67のうち、326番地68のうち、326番地69のうち、326番地72のうち
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名	茅部郡森町字御幸町144－１ 森町長　湊　美喜夫
３　開発許可年月日及び番号	平成12年８月29日　渡建指第12－６号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第55号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年８月８日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称　　重油ＪＩＳ１種１号１ℓ当たりの単価

イ　数量　　調達予定数量　3,332,000ℓ

⑵　調達をする物品等の仕様等　　硫黄分0.5%以下のもの

⑶　契約期間　　平成15年９月24日から平成16年３月31日まで

⑷　納入場所　　札幌医科大学

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア　申請の時期　平成15年８月８日から29日まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局管財課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局管財課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学基礎医学研究棟５階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局管財課）

(2)　入札日時　平成15年９月18日　午前10時（送付による場合は、平成15年９月17日までに必着）

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　４に同じ。

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　札幌医科大学事務局管財課

イ　所在地　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目

電話番号 011－611－2111　内線 2253

(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : A unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No. 1, approximately 3, 332, 000 liter

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., September 18, 2003

C. Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University, Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan
Phone : 011-611-2111 Extension 2253

札幌医科大学告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年８月８日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)　契約　平成15年８月８日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学の複写サービスの供給に係る契約

(2)　資格　札幌医科大学の複写サービス供給の資格（以下「資格」という。）

(3)　役務の種類　札幌医科大学の複写サービスの供給

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、

契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
⑵　政令第167条の４第２項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
⑷　道税を滞納している者でないこと。
⑸　平成15年８月８日において引き続き２年以上その供給事業を営んでいること。
⑹　札幌医科大学の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
⑺　当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。
３　資格要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる資格要件は、適用しない。
⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
４　資格審査の申請の時期
⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年８月８日から18日（土曜日及び日曜日を除く。）までの午前９時から午後５時まで
⑵　申請の方法　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア　提出先の名称　札幌医科大学事務局学務課
イ　提出先の所在地　札幌市中央区南１条西17丁目
５　資格審査の再申請
⑴　次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
⑵　再申請の方法
再申請をしようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
⑴　資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
⑵　資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。
７　資格の喪失
資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第57号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年８月８日
札幌医科大学長　秋　野　豊　明
１　入札に付する事項
⑴　調達をする役務の名称及び数量
札幌医科大学がん研究所の複写サービスの供給
複写機（白黒）　１台
⑵　調達をする役務の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
⑶　契約期間　平成15年９月１日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年８月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
⑷　履行場所　別途指示する場所
２　入札に参加する者に必要な資格
平成15年札幌医科大学告示第56号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。
３　契約条項を示す場所
札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局学務課
４　入札執行の場所及び日時
⑴　入札場所　札幌市中央区南１条西17丁目
札幌医科大学東棟１階学務課会議室
⑵　入札日時　平成15年８月20日（水）午後２時
⑶　開札場所　⑴に同じ。
⑷　開札日時　⑵に同じ。
５　入札保証金

免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　3に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　札幌医科大学事務局学務課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011－611－2111　内線 2182

(4)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(7)　詳細は、入札説明書による。

道網走土木現業所告示

北海道網走土木現業所告示第３号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成15年８月８日

北海道網走土木現業所長　内　山　　清

1(1)　落札に係る物品等の名称及び数量

空港用化学消防車（6,000ℓ級）１台

(2)　落札者を決定した日

平成15年７月23日

(3)　落札者の氏名及び住所

ア　氏　名　　北海道森田ポンプ株式会社

イ　住　所　　札幌市東区苗穂町13丁目２番17号

(4)　落札金額

204,750,000円

(5)　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6)　一般競争入札の公告

平成15年北海道網走土木現業所告示第２号

2(1)　随意契約に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２Ｗ付）５台（除雪トラック５台と交換）

(2)　随意契約の相手方を決定した日

平成15年７月23日

(3)　随意契約の相手方の氏名及び住所

ア　氏　名　　北海道三菱ふそう自動車販売株式会社

イ　住　所　　札幌市白石区中央区２条１丁目１番93号

(4)　随意契約に係る契約金額

146,350,000円

(5)　契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6)　随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第６号の規程による。

3　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　　北海道網走土木現業所企画総務部総務課

(2)　所在地　　北海道網走市北７条西３丁目

北海道網走土木現業所告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年８月８日

北海道網走土木現業所長　内　山　　清

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

除雪トラック（７ｔ級、４×４、Ｓ・タンク付）　１台

交換契約により除雪トラック１台（７ｔ級）を契約の相手方に供し、除雪トラック１台（７ｔ級、４×４、Ｓ・タンク付）を当該契約の相手方から調達する。

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納　入　期　限　　平成15年12月12日

(4)　納　入　場　所　　網走土木現業所遠軽出張所１台

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成15年８月８日から15日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 093－8670　北海道網走市北７条西３丁目
北海道網走土木現業所企画総務部総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走総合庁舎３階１号会議室（送付による場合は、郵便番号 093－8670　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走土木現業所企画総務部総務課）

(2)　入　札　日　時　　平成15年８月19日　午後１時30分（送付による場合は、必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道網走土木現業所企画総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 093－8670　北海道網走市北７条西３丁目
電話番号 0152－44－7171　内線 4114

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6) この入札における入札執行は、公開で行う。
(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :
Snow Removing Truck with Water Sprinkler (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow) Quantity 1

B. Date and time for tender : 13 : 30, August 8, 2003

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Abasiri District Public Works Management Office, Kita 7-jo, Nisi 3-chome, Abasiri, Hokkaido, 093-8670 Japan
Phone : 0152-44-7171 Extension 4114

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第93号

平成８年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年８月８日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

「平14．5.21	同　西20条南３丁目18番20号	帯広コスモス福祉センター	同	129	120	を」
「平14．5.21	同　西20条南３丁目18番20号	帯広コスモス福祉センター	同	129	120	
平15．3.26	同　南の森東２丁目７番地３	帯広市みなみ野福祉センター多目的ホール	同	194	240	に、
同	同	同　研修室１・２	同	46	60	」
「平 8．4.30	同　新生町60番地30	北光集会所	新生町内会会長	34	25	
同	同　花月町15番地２	花月集会所	花月団地集会所運営委員会会長	66	45	を」
「平 8．4.30	同　花月町15番地２	花月集会所	花月団地集会所運営委員会会長	66	45	に、」
「平12．9.11	同　歯舞３丁目35番地	根室市歯舞会館	同	456	210	を」
「平12．9.11	同　歯舞３丁目35番地	根室市歯舞会館	同	456	210	
平15．6．2	同　別当賀253番地	根室市別当賀夢原館	根室市教育委員会	337	100	に、」
「同	同　西３条南10丁目２番５号	宮川老人憩の家	朝日町町内会長	120	250	を」
「同	同　西３条南10丁目２番５号	宮川老人憩の家	朝日町町内会長	120	250	
平15．2.20	同　焼山173番地４	砂川市東地区コミュニティセンター	砂川市長	147	250	に、
同	同　空知太西４条４丁目107番地２	砂川市北地区コミュニティセンター	同	89	70	」
「同	同　第39線北36番地	新篠津村第５地区体育館	同	364	600	を」
「同	同　第39線北36番地	新篠津村第５地区体育館	同	364	600	
平15．4．3	同　第46線北15番地	新篠津村Ｂ＆Ｇ海洋センター	新篠津村教育委員会新篠津村Ｂ＆Ｇ海洋センター長	726	200	に、」
「同	同　字富士見95番地	ニセコ町総合体育館アリーナ	体育館長	1,224	500	を」

「同	同 字富士見95番地	ニセコ町総合体育館アリーナ	体育館長	1,224	500	
平15．4．3	同 字近藤258番地３及び272番地８の各一部	近藤地域コミュニティセンター	ニセコ町長	75	70	
同	同 字元町240番地及び243番地	元町地域コミュニティセンター	同	79	70	に、
同	同 字里見67番地４	里見地域コミュニティセンター	同	66	60	
同	同 ニセコ138番地８及び139番地８	ニセコ地域コミュニティセンター	同	83	80	」
「同	同　字 歌笛37－１	歌笛総合住民センター	三石町長	237	250	を 」
「同	同　字 歌笛37－１	歌笛総合住民センター	三石町長	237	250	
平15．6．2	同　字 本町59番地の１	みついしふれあいプラザ	同	239	250	に、 」
「同	同　大 字浜中村字円朱別原野西18線３番地２	西円朱別農民研修センター	同	149	150	
同	同　大 字後静村字円朱別原野西７線48の１	円朱別へき地保健福祉館	同	153	150	を 」
「同	同　西 円朱別西18線185番地	西円朱別農民研修センター	同	149	150	
同	同　円 朱別西７線116番地	円朱別へき地保健福祉館	同	153	150	に、 」
「平８．6.21	同　字 古多糠229番地２	古多糠コミュニティセンター	同	194	130	を 」
「平８．6.21	同　字 古多糠229番地２	古多糠コミュニティセンター	同	194	130	
平15．3.26	同　南 １条西５丁目５番地３	標津町生涯学習センター多目的ホール	標津町教育委員会教育長	520	600	に改め
同	同　字 川北基線12番地	川北地区コミュニティセンターホール	同	322	360	」

る。

道連合海区漁業調整委員会
告　　示

北海道連合海区漁業調整委員会告示第２号

北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年８月８日

北海道連合海区漁業調整委員会会長　石　黒　勝三郎

北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成７年北海道連合海区漁業調整委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第１項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者による同法第２条第２項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

道連合海区漁業調整委員会
指　　示

北海道連合海区漁業調整委員会指示第１号

北海道沖合海域におけるとどの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、次のとおり指示する。

平成15年８月８日

北海道連合海区漁業調整委員会会長　石　黒　勝三郎

1　定　　義　この指示において、「とど」とは、アシカ亜目（アシカ科）のとどをいう。

2　採捕の承認　北海道沖合海域において、とどを採捕しようとする者は、北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認の手続　とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるとど採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

4　承認の対象者

次のいずれかに該当するものとする。

(1)　試験研究の用に供しようとする者

(2)　漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者

(3)　その他委員会が特に認めた者

5　承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

(1)　申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。

(2)　その他委員会が特に必要があると認めるとき。

6　承認者数の制限　委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

7　採捕の期間　平成15年10月１日から平成16年６月30日まで

8　採捕数の制限　委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

9　採捕方法の制限　承認を受けた者は、委員会が別に定める採捕の方法以外の方法でとどを採捕してはならない。

10　承認証の交付　委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

11　承認証の携帯義務　承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

12　採捕の制限又は条件及び停止　委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

13　承認の取消し　委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消すことができる。

14　所持販売の禁止　委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

15　報告書の提出等　承認を受けた者は、一週間ごとにその採捕数及び揚収後の処理状況を所属する漁業協同組合に報告するとともに、採捕の期間終了後30日以内に採捕の結果について別に定める様式により委員会に報告しなければならない。

16　取扱要領　この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

17　指示の有効期間　平成15年10月１日から平成16年９月30日まで

日高海区漁業調整委員会
指　　示

日高海区漁業調整委員会指示第１号

日高支庁管内地先海面における「さけ・ます」採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成15年８月８日

日高海区漁業調整委員会会長　吉　田　正　一

日高支庁管内浦河町の元浦川河口付近で次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りでない。

区域					期間
河口及び沿岸		沖合方位(真方位)		沖合	
左海岸	右海岸	左方	右方		
300m	300m	180°00′	180°00′	400m	平成15年８月23日から10月31日まで

この表による河口付近の区域は、左海岸と右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線

によって囲まれた海面をいう。

網走海区漁業調整委員会
指　　示

網走海区漁業調整委員会指示第２号

網走支庁管内斜里町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕（以下「船釣り」という。）及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕（以下「秋さけ船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年８月８日

網走海区漁業調整委員会会長　杉　森　　隆

1　船釣りの制限

平成15年９月11日から25日までは、定置網の周囲500メートル以内の海域で船釣りを行ってはならない。

2　秋さけ船釣りの制限

平成15年８月25日から９月25日までは、別に示す制限海域において秋さけ船釣りを行ってはならない。ただし、平成15年９月１日から25日までの間、別に示すライセンス制実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。

3　秋さけ船釣りライセンスの取得

(1)　ライセンスの区分

ライセンスを取得しようとする次の者は、秋さけ船釣りに使用する船舶の区分に応じて、本委員会あてに申請しなければならない。

ア　秋さけ船釣りを行おうとする者を乗船させて漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）

イ　自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、秋さけ船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2)　船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、秋さけ船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3)　ライセンスを発行する隻数

遊漁船業者が使用する船舶（以下「遊漁船」という。）は、100隻以内とし、プレジャーボート使用者が使用する船舶（以下「プレジャーボート」という。）は、隻数の制限を行わない。

(4)　ライセンスの申請手続及び発行基準

ライセンスの申請手続、発行基準その他必要な事項は、別に定める。

4　ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　承認証の常備

ライセンス取得者は、ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、当該船舶に承認証を備えて置かなければならない。

(2)　章旗の掲揚

ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3)　遊漁者への情報提供

ライセンス取得者は、自己の使用する船舶に同乗する乗客又は同乗者に対して、5に定める遊漁者の遵守事項を知らせるものとする。

(4)　夜間の船釣りの禁止

日没から日の出までの間は、秋さけ船釣りをしたり、又はさせたりしてはならない。

(5)　漁具被害の未然防止

航行時及び遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(6)　釣果報告の提出

ライセンス取得者は、秋さけ船釣り実施期間終了後、本委員会に釣果報告を提出しなければならない。

ライセンス取得者である遊漁船業者は、乗船客である遊漁者から、プレジャーボート使用者は同乗者から取りまとめの上、報告するものとする。

(7)　本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8)　その他

漁港の利用に当たっては、漁港管理者の指示に従わなければならない。

5　遊漁者の遵守事項

秋さけ船釣りを行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　ライセンス取得船舶への乗船

３の規定に基づきライセンスを取得した者の船舶に乗船した場合でなければ、秋さけ船釣りをしてはならない。

(2)　漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。

なお、同時に使用する竿数は、１人１本とする。

(3) 漁具被害の未然防止

遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(4) 釣果の制限

釣獲し、保持することができるさけは、１日１人10尾以内とする。

(5) 釣果の報告

遊漁者は、本委員会あてに釣果報告を提出しなければならない。ただし、ライセンス取得者でない遊漁者については、乗船する船舶の使用者であるライセンス取得者に提出すれば足りる。

(6) 放流の制限

釣獲したさけを放流する場合は、たも網を使用するなど魚体を損傷しないよう細心の注意を払って取り扱い、釣獲後直ちに放流しなければならない。

(7) 廃棄の禁止

(6)に従い放流する場合を除き、釣獲したさけは持ち帰ることとし、廃棄してはならない。

(8) 販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として秋さけ船釣りを行ってはならない。

(9) 本委員会の調査

遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければならない。

6　指示に従わない者に対する措置

本指示に従わない場合には、秋さけ船釣りのライセンス発行の取り消し、又は次回のライセンス発行を行わない等の措置をとることがある。

7　その他

その他事務取扱いに必要な事項は、別に定める。

（「別に示す制限海域」及び「別に示すライセンス制実施海域」は、省略し、その関係書類を北海道連合海区漁業調整委員会及び網走海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。）

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社